



特定非営利法人新生児臨床研究ネットワーク 平成 27 年度臨時総会議事録

- 1 総会決議があったものとみなされた事項の内容
(1)大阪に設置している「その他事務所」の閉鎖とそれに伴う定款の変更について
(2)新生児医療臨床研究助成金基金の設立について
(3)設立時正味財産額の訂正について
- 2 提案者の氏名
理事長 楠田 聡
- 3 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
平成 28 年 3 月 14 日(月) 正会員総数 21 名
- 4 議事録作成に係る職務を行った者の氏名
副理事長 藤村 正哲

以上のとおり、特定非営利活動推進法第 14 条の 9 の規定により、社員総会の決議があったものとみなされたので、これを証するため、楠田 聡及び議事録作成者がこれに記名押印する。

平成 28 年 5 月 25 日

楠田 聡 
議事録作成者 藤村 正哲 

2016年3月14日

2016年3月度臨時総会の電磁的記録による開催、
議事のご連絡及び評決のご依頼について

会員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、このたび、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク理事会は、定款22条2項1号に基づき、2016年度第1回臨時総会を開催したく、電磁的記録をもって、以下の通り、各会員に審議事項をご案内いたします。

各会員におかれましては、別紙評決書面をもって各審議事項の評決をご表明くださいますようお願いいたします。評決方法ですが、別紙評決書面に、承認される場合は「○」、不承認の場合は「×」を記入してFAXまたはemailにてご返送ください。評決は3月20日までにご表明くださいますようお願いいたします。この審議事項は全会員に提案され、評決を表明された会員が全会員の過半数を超え（定款25条、27条3項）、この評決に参加された会員の過半数の賛成をもって承認といたします（定款26条2項、27条2項）。

以下では、審議概要に引続き、審議内容を記載しています。

審議事項の概要

1. 大阪に設置している「その他事務所」の閉鎖について
2. 新生児医療臨床研究助成金基金の設立
 - (1)新生児医療臨床研究助成金基金の設立について
 - (2)「新生児医療臨床研究助成金基金に関する規定」について
 - (3)新生児医療臨床研究助成金基金の金額について
3. 設立時正味財産額の訂正
 - (1)設立時正味財産の訂正について
 - (2)設立時正味財産の訂正に伴う活動計算表、貸借対照表の訂正について
 - (3)登記された設立時正味財産の訂正について

審議事項

1. 大阪に設置している「その他事務所」の閉鎖について

現在、「その他の事務所」として大阪府和泉市室堂町840に事務所を設置し、これを定款に記載しています。しかしながら、大阪事務所での独自の活動実体はないのが現状です。これに対し、「その他事務所」についても法人税、地方税が発生し、また計算書類等の書面も事務所ごとに作成しなければならず、事務が大変煩雑になっております。そこで、活動実態のない大阪事務所を閉所したいと考えます。

閉所にあたりましては、本総会決議で賛成多数の場合、東京都庁に閉所の申請を行い、都庁の許可がでた後に、登記の変更となります。本決議をもって、即時に閉所とはなりませんのでご注意ください。

2. 新生児医療臨床研究助成金基金の設立

(1) 新生児医療臨床研究助成金基金の設立について

26年度より、研究助成費用として準備していたものの、助成にふさわしい研究の応募が予定数に達せず、その他の費用とは分けてプールしていた助成準備金ですが、これより正式に「新生児医療臨床研究助成金基金」として管理したいと思います。

これは、会計上、助成準備のための基金としてその他の費用とは分けて管理するという意味で、より厳格かつ明確な資金管理を意図してのものです。本基金設立に際しまして、新たに銀行口座を開設することは行いませんが、その他費用とは帳簿上で明確な分離を行うことができるようになります。

(2) 「新生児医療臨床研究助成金基金に関する規定」について

そこで、別紙の通り「新生児医療臨床研究助成金基金に関する規定」を策定したいと思います。会計帳簿上、基金という項目をもって、この資金を厳正に管理するための規則となります。基金管理に関する標準的な内容となっています。

(3) 新生児医療臨床研究助成金基金の金額について

本基金として管理する金額については、26年度、27年度の助成予定金額から実際に行った研究助成費用を差し引いた金額を原則としたいと思います。しかし、基金の管理及び口座管理の観点から、あまり端数がある数字は事務を煩雑にしますので、10万円以下を切り捨てた額としたいと思います。

3. 設立時正味財産額の訂正

(1) 設立時正味財産の訂正について

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク設立時には、本法人には財産がありませんでした。そこで設立時正味財産を0円として、申請時の計算書類の作成及び登記を行いました。しかしながら、設立時の銀行口座開設のため、銀行に入金した1円を失念しておりました。そこで、設立時正味財産の価額を0円から1円に訂正したいと思います。

(2) 設立時正味財産の訂正に伴う活動計算表、貸借対照表の訂正について

この訂正に伴いまして、すでに都庁へ提出済みの平成25年度の活動計算表及び貸借対照表に記載された設立時正味財産を0円から1円に訂正したいと思います。

(3) 登記された設立時正味財産の訂正について

また、設立時正味財産の額は登記事項ですので、この価額を0円から1円に訂正したいと思います。

28年5月25日

東京都知事 殿

〒162-8666 新宿区河田町8-1

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク

代表者氏名

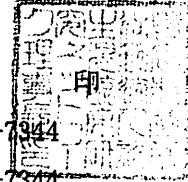
楠田 聡

電話番号

03-5269-7344

FAX番号

03-5269-7344



定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容	2条2項記載の「その他事務所」を閉鎖したことにより、2条2項を削除した。 削除された第2条2項は以下の通り。 2 この法人は、その他事務所を大阪府和泉市室堂町840に置く。
2 変更の理由	その他事務所での活動が発生しなかったため。
3 変更の時期	平成28年3月14日

備考

- 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- 2 この届出書に以下の書類を添付してください。
 - (1) 変更後の定款 2部（ただし、特定非営利活動促進法第52条第1項の規定により提出する場合は1部とする。）
 - (2) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1部
- 3 特定非営利活動促進法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出る場合は、「特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」欄に都内における事務所の所在地を併記してください。